

議案第11号

関西広域連合規約の一部変更に関する協議について

関西広域連合規約の一部変更について次のとおり協議する。

関西広域連合規約の一部を改正する規約案

関西広域連合規約（平成22年12月1日総行市第250号総務大臣許可）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号に次のように加える。

キ 文化の魅力発信及び継承に関する事務で広域にわたるもの

第4条第1項第4号に次のように加える。

オ 農林水産物の区域内消費の拡大に関する事務

カ 農林水産物の競争力強化及び国内外における需要拡大に関する事務

第4条第1項第6号イ中「管理」の右に「その他の生物多様性の保全」を加え、同号に次のように加える。

ウ 廃棄物の発生抑制及び再使用並びに資源の有効利用の促進に関する事務

エ 環境学習の推進に関する事務

別表事業費の部第4条第1項第3号エからカまでに規定する事務に係る経費の項中「カまで」を「キまで」に改める。

附 則

この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。

平成26年 2 月 14 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

文化の魅力発信及び継承に関する事務で広域にわたるもの等の事務を関西広域連合が処理することとするとともに、当該事務に係る経費を負担する関係地方公共団体及び当該経費の負担割合を定めるため、規約の一部を変更する必要があるので、地方自治法第291条の11の規定により、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

関西広域連合規約（抄）

（広域連合の処理する事務）

第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

(1)-(2) 省 略

(3) 観光及び文化の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの

ア-カ 省 略

キ 文化の魅力発信及び継承に関する事務で広域にわたるもの

(4) 広域にわたる産業の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの

ア-エ 省 略

オ 農林水産物の区域内消費の拡大に関する事務

カ 農林水産物の競争力強化及び国内外における需要拡大に関する事務

(5) 省 略

(6) 広域にわたる環境の保全に関する事務のうち、次に掲げるもの

ア 省 略

イ 野生鳥獣の保護及び管理その他の生物多様性の保全に関する事務

ウ 廃棄物の発生抑制及び再使用並びに資源の有効利用の促進に関する事務

エ 環境学習の推進に関する事務

(7)-(9) 省 略

2-3 省 略

別表（第20条関係）

	経費の区分	負担する構成団体	負担割合
省略	省略	省略	省略
事業費	省略	省略	省略
	第4条第1項第3号エからカ キ までに規定する事務に係る経費	省略	省略
	省略	省略	省略

備考 省略

(参 考)

地方自治法（抄）

（組織、事務及び規約の変更）

第291条の3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第6号若しくは第9号に掲げる事項又は前条第1項若しくは第2項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合（変更された場合を含む。）における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 - 8 省 略

（議会の議決を要する協議）

第291条の11 第284条第3項、第291条の3第1項及び第3項、前条第1項並びに第291条の13において準用する第289条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。